

域も一応取るといふ予定でありまして、その水質とかいふ点、それから水量だとかどういふルートとかいふ点があるわけでございますが、それらを現在検討中でございます。で、供用開始に間に合うように、それらの事務を進めてまいりたいと考える次第でございます。

○議長(員井喜代次君) 以上で質疑を終ります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十六号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から、本案は建設委員会に付託されたいの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(員井喜代次君) 日程第十七議案第十七号昭和五十二年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(水道事務所長高水求君登壇)

○水道事務所長(高水求君) 御指名がございましたので、議案第十七号昭和五十二年度福生

市受託水道事業会計予算につきその大綱を御説明申し上げます。

御案内のとおり、東京都には昭和五十二年度が水道財政の建金計画の最終年度でございます。大変厳しい都財政の中で、東京都は安定給水の確保と住民サービスの向上に努力していることはすでに皆さん御承知のことだと存じます。このうち本年度の予算につ

きましては福生市と東京都との間で再三にわたり協議をしてまいりましたわけでございます。最終的には本日ここに御提案申し上げました予算額をもちまして、五十二年度の一年間、

東京都の水道事業の管理運営を福生市に委託されたわけでございます。私もこの予

算の範囲の中で最大の効果を上げるべく、われわれ水道事務所職員一同相携えて努力いたす所存でございます。

それでは予算の大綱について御説明申し上げますと、歳入歳出とも総額はそれぞれ三億

四百二十万五千円、前年度に比較いたしましたして五千四百二十万八千円の減額となっておりますが、これは予算書の説明事項でもおわかりのとおり、建設改良工事が大きく減額となっているのであります。建設改良工事は御案内のとおり当市は昭和五十年度ももらまして第四期拡張部分が完了し、一応完成された上水道の施設となっておりますので、特別の事情がない限り建設改良費におきましては年々少なくなっていくものと思ひます。いずれにいたしましても本年年度の事業内容は、おおむね前年度並みでありまして、予算額が減ったということによって住民サービスが低下するというようなことはありませんので、その点御了承を賜りたいと思ひます。

なお、内容について若干御説明申し上げますと、それぞれ事項別明細書が書かれてありますけれども、総額の受託費は金額東京都から交付されるものでございしますが、歳出におきましては浄水費におきまして減額となっておりますけれども、これは動力費を予算科目の変更で配水費に変えたこと等によりまして数字上の減となっております。又、配水費でございしますけれども、配水費は配水場及び配水管の維持管理に要する経費で前年に比べまして三千百余万円の増額となっておりますけれども、これは設計の委託料あるいは人件費等の増加、それから工事請負費につきましては前年度に比べて減っておりますけれども、これは前年度はいわゆる基地の中央幹線、それから東口区画整理事業との関連がありましたが、今回はどう

いった関連事業との関係で減っております、相殺した結果三千百余円の増ということに相なっております。それから給水費でございしますけれども給水費は家庭給水にかかる経費でございまして、前年度比で六百四十万円のばかり減っておりますけれども、これは工事請負費、修繕費というようなものが主な内容でございします。それから業務費におきましては、これは官理と業務の運営に要する費用で、人件費と若干の物件費の値上がり等を見まして五百万円が増加となっております。以上合算しまして水道管理費におきましては総額二億五千五百四十万五千円の前年に比べまして一千二百七十四万の増加となっております。

次に建設改良費でございしますけれども、これは先ほど申し上げました理由とそれに関連する物件費の減額あるいは消火栓あるいは検漏の量水器の数の減、そういったものが相合をしまして六千四百三十四万五千円というような減額になつておるわけでございします。水道管理費、建設改良費相合をしまして、先ほど冒頭申し上げました本年度は三億四百二十万五千円をもって東京都の水道事業の受託を受けたということに相なつた次第でございします。

大変難駁な御説明でございしますけれども、慎重御審議の上よろしく御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長(貴井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

二水より本案に対する質疑を行います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十七号については、  
れんことを望みます。

厚生委員会に付託し審査せしめら

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○議長(母井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から、本案は厚生委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(母井喜代次君) 御異議なしと認めます。

よって議案第十七号は厚生委員会に付託す

ることに決定いたしました。

○議長(母井喜代次君) 二水より三時まで休憩いたします。

午後二時五十一分 休憩

午後三時二分 開議

○議長(母井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました昭和五十二年(度)福生市一般会計予算審査特別委員会の正副委員長互選結果について報告がありましたので、事務局長として報告をいたさせます。

(古谷謙会事務局長報告) 別添参照

○議長(母井喜代次君) ここで正副委員長になられた方からごあいさつをお願いいたします。まず特

別委員長小堀仁七君。

(昭和五十二年(度)福生市一般会計予算審査特別委員長小堀仁七君登壇)

○昭和五十二年(度)福生市一般会計予算審査特別委員長(小堀仁七君) ごあいさつをさせていただきます。

はからずも昭和五十二年(度)福生市一般会計予算審査特別委員会設置につき、不肖なる私が委員長という大役を仰せつかったわけでございますが、一言言葉にもありますとおり一年の計は元旦によりという言葉がございますが、福生市の一年の計を立てる予算委員会の審査にあたり大変な大役を仰せつかったわけでございますが、この任務を遂行いたします上においては、議員各位の御叱正と御鞭撻と御協力なくては得ない仕事でございます。どうぞ私の足りないところは議員各位の御

協力によりましてこの任務が達成されますよう、格段の御鞭撻と御協力のほどをお願いを申し上げて、この間に簡単でございりますが、あつたにかえさせていただきます。(拍手)

○議長(貫井喜代次君) 次に副本員長指田保雄君。

(昭和五十二年度福生市一般会計予算審査特別副本員長指田保雄君々々壇)

○昭和五十二年度福生市一般会計予算審査特別副本員長(指田保雄君) 御指名でございまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまはからずも昭和五十二年度福生市一般会計予算審査特別副本員会副本員長に任命されましては、たはだ身の引き締まる思いでございします。もとより浅学非才でございしますので、いかなることにも相成るやと心痛いたしておりましたが、幸いにもベテランであります小堺副本員長の女房役というところでございしますので、とした次第でございします。かくなる上は非力ではございしますが全力投球いたしまして、力いっぱい働いてまいる所存でございします。皆様方の御指導、御鞭撻、御協力をいただきます。ごあいさつにかえさせていただきます。(拍手)

○議長(貫井喜代次君) 以上で正副本員長の互選結果報告とあつたを終わります。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十八議案第十八号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設課長 森田進君々々壇)

○建設課長(森田進君) 御指名をいただきましたので、議案第十八号市道路線の認定についてその内容について御説明を申し上げます。

この路線は現在建設を急いでおります保健所用地の西側に位置をいたしまして、市道二級幹線一号線に接する所を起点といたしまして、市道二七四号線に接した所を終点とした、幅員四メートル、延長九メートルの用地買収による築造した道路でございします。この周辺は公道が一本しかなく、不便を来していましたが、本路線の築造によりまして交通がスムーズになり、防災面はもうろんのこと、ほかにも多くの利便を地域住民に及ぼす効果がある道路であると判断いたしました。道路法第八条の規定に基づきまして認定しようとするものでございします。

慎重に御審議をいただきまして、原案どうり御可決賜りますようお願いをいたしまして、説明にかえさせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十八号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを切望します。

(賛成しと呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十八号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(員井喜代次君) 日程第十九請願第一号障害者(児)の施設設置に関する請願書を議題といたします。事務局として請願書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(員井喜代次君) 朗読を終わりました。

紹介議員山崎良之助君から本趣旨の説明を求めます。

(八番山崎良之助君登壇)

○八番(山崎良之助君) 請願第一号について補足説明を申し上げます。

当市における障害児教育も第一小学校の福原学級の開設に続き、昨年よりは中学校にも併設され、さらに本年は第二小学校にも設置されることになり、障害者(児)及び保護者も大変喜んで感謝申し上げておる次第でございます。

しかしながら現在の障害児学級は小・中学校ともごく軽度な知恵おくれの児童生徒のみの学級であり、ほかに肢体不自由児や精神薄弱児等、多くの心身障害者が地元の小・中学校に入学を希望しているであります。しかしこのような人たちを教育をするためには施設その他複雑な諸問題を抱えており、簡単には解決でき得ないことが多々あることは事実であります。右のような状況でありながらなぜ請願が出たか。それは次のような事情にあるのではないかと考えられます。

まず第一に現在重度心身障害児は、学校教育法による義務教育の就学猶予及び

免除の規定がございます。又、羽村、村山、小平等の都立養護学校は現在義務教育にはなっておりません。このようなことから政府は憲法にいう「すべての国民はその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」という基本にのっとり、いままで就学義務の猶予及び免除を行ってきた重度障害児にも、昭和五十四年度より全員義務教育を実施する運びとなった次第でございます。このようなことからこんな重い子はとも教育できないと、学校や教育委員会が精神薄弱者や肢体不自由児を小・中学校に入学させることを拒絶することは困難な時代になったとも言えるのではないかと思います。さらに最近の傾向として養護学校や特殊学級に規制以上の重度の児童生徒のふえている事実があります。現に福原学級にも昨年知恵おく水以上の児童が強く入学を希望しております。村山養護学校等においても重度障害児等の肢体不自由児以外の児童もたくさん現在入学しております。そしてこの養護学校の教頭先生のお話では、五十四年度より全員義務教育制が実施された場合には、養護学校だけではどうも収容しきれないのではないが、ある程度地元小学校に入れたらどうかということになるのではないかとのお話でございます。ただここで申し上げておきたいことは障害児の全部が地元小学校に入りたということではございません。ある児童、生徒においては養護学校が適切だという本人及び保護者もいるわけでございます。又、反面に私

はどうしても地元小学校に入りたという児童、生徒や保護者がどうしても多いということか現状であります。

第二には先の例会におきまして理事者の言明した第八小学校の建設であります。五十四年度あるいは五十五年度の開校予定と聞いておりますが、そういう新設校のところにこそ障害児学級の特別教室や必要施設をつくっていただくことが、最も理想的ではないかと思うのであります。又、ここに述べたように全員義務教育制の実施年度とほぼ年が同じだということも一つの理由になっていると思います。

このような次第ですが、この障害者教育は大変手がかかります。又、財政負担も大きいのであります。障害者といえどもいろいろな福生の市民であります。福生にこの上ない愛着を持ち、地元の同じ児童、生徒とともに学びたいという気持ちは、障害者の多くが持っていることであります。これを考え合わせて福祉教育の充実振興という観点から、議員諸氏の深い御理解を賜りたいのであります。又、この請願事項は多摩地区の先進都市ですでに実施されているものであり、福祉行政の面からも本市においてもぜひとも実現していただきたいと思うのであります。これももし実現いたしますれば、特殊教育は福生地区においては福原学級、熊川地区においては第二小学校、そして市全体を対象とした養護学級として第八小

学校とこのういことなるわけでありまして、

障害児教育の大きな前進になるものと確信

いたしております。

なお説明中に小中学校とたびたび申し上げましたが、今回の請願は小学校のみの対象のようでございますので御了承賜りたいと思います。

以上申し上げます。紹介議員としての補足説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本件請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

請願第一号についてはお手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(貫井喜代次君) 日程第二十陳情第一号青梅線本町踏切り閉鎖に関する陳情書を議題といたします。

事務局として陳情書の朗読をいたさせます。

(市川議事務係長朗読) 別添参照

○議長(貫井喜代次君) 朗読は終わりました。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

○二十四番(塩野鉄之助君) 本陳情につきましてはいささか議事務係長から朗読したとおりでございます。この件につきましては議員各位あるいは理事者も御承知のとおりでございますので、なぜこのような陳情書が急に出されたかということにつきましては、わかれわかれ議員といたしましても一抹の責任を負わねばならないということであるかと私は考えております。この問題につきましては非常に矛盾な点が生まれてきているのではないかと、ふうに私は考えております。

御案内のとおり本六の町内会長さんあるいは大野達夫さんからも出されておりますけれども、これはお話に聞きますと、そこまで住民が知らなかったというようなことがあるというふうに聞かされました。こういう面につきましては、この連絡路を建設するところには本町踏切を閉鎖するんだと、そういうようなことで一小時のPTAの役員あるいは校長先生、そういう皆さんが安全性をもって連絡路を建設していただきたいというふうな意見も出ておりますし、又、そのように私たちも聞いておりますので、今日二のような問題がどうして出たのかということに私も一つの疑念を持っております。そういう面におきましてこの請願は他三十三人となって

おりますけれども、これもお話によりますと一晩のうちに作文いたしまして急遽皆さん手分けでこのようにもうたんだということでございます。実際は何千人もこの同意者が得られるんだというふうなことも聞いておりますけれども、いずれにいたしましても急を要することでございますので、もう御承知のとおり東西連絡路も完成間近でございます。国鉄等のいろいろの話し合いのこともあらんじやないかというふうにこの請願の皆さんも考えておるようでございます。どうかそういう意味合いにおきましても、第一小学校の生徒も一日三百人以上の生徒が通学路として本町踏切を使用しているわけです。なお御承知のとおり西友ストアもできましたので、そういう面では本町六町内の皆さんばかりでなく長沢、永田そういう住民の方もここは非常に利用している踏切でございます。幸いにしていままで事故もなかった踏切でございますので、どうかひとつ所管の建設委員の皆さんも市長をはじめこの問題につきましましては、火急的に解決の方向に向かって御努力をいたしていただきたいということを私は切にお願い申し上げます。

どうか住民の意のあるところをおくみ取りいただきまして善処していただくよう重ねてお願いを申し上げます。私の本陳情につきましての意見といたします。

○議長(員井喜代次君)

以上で意見を終わります。

陳情第一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたし

ます。

○議長(員井喜代次君)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本員会審査のため明十二日から二十四日まで十三日間休会いたしたいと思っておりますが、これに御

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって明十二日から二十四日まで十三日間休

会することに決定いたしました。

なお次回本会議は、三月二十五日午前十時から開きます。

本日はこれをもちて散会いたします。

午後三時三十分 散会

⑤ 福庶発第三千七百三十六号

昭和五十二年三月十一日

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

福生市長 石 川 常太郎 ⑥

追加議案の送付について

昭和五十二年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第十九号 福生市の一般職員の昭和五十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例

⑤

福庶発第三千八百四号

昭和五十二年三月十一日

福生市長 石 川 常 太 郎 ④

福生市議会議長

買 井 喜 代 次 殿

議案の訂正について

昭和五十二年第一回福生市議会定例会に提案する議案について、次のとおり訂正したので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第九号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算（第八号）

訂 正 箇 所	額	正
15項 / 民生費国庫負担金の概算 修正前の額の項中	358,910	368,848
15項 / 民生費国庫負担金の概算 修正後の額の項中	350,116	360,054